

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和3年度分 「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」 の減免申請について

令和3年度分の保険料について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たした世帯（または人）は、申請により減額または免除になる場合があります。

## 1. 減免対象となる世帯（または人）

### 【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯（または人） ※「重篤な傷病」とは、1か月以上の長期間の治療。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下、「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の（1）～（3）のすべてに該当する世帯（または人）
  - (1) 主たる生計維持者の令和3年の事業収入等のいずれかが、前年（令和2年）に比べて3割以上減少する見込みであること
  - (2) 主たる生計維持者の前年（令和2年）の合計所得額が1,000万円以下であること
  - (3) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年（令和2年）所得額の合計が400万円以下であること

なお、上記項目1、2のいずれにも該当する世帯は、減免額の大きいものを適用する。

### 【介護保険料】

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者 ※「重篤な傷病」とは、1か月以上の長期間の治療。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下、「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の(1)及び(2)に該当する第1号被保険者
  - (1) 主たる生計維持者の令和3年の事業収入等のいずれかが、前年（令和2年）に比べて3割以上減少する見込みであること
  - (2) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること

## 2. 減免対象となる保険料

### 【国民健康保険料】

- ・ 令和3年度分の保険料（令和2年度相当分の保険料も含む）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限のもの

### 【後期高齢者医療保険料】

- ・ 令和3年度分の保険料（令和元年度相当分と令和2年度相当分の保険料も含む）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限のもの

### 【介護保険料】

- ・ 令和3年度分の保険料（令和2年度相当分の保険料も含む）であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の納期限のもの（年金天引きの場合は、年金支払日がこの間のもの）

### 3. 減免の割合

- ・「減免対象となる世帯（または人）」の1に該当する場合  
⇒全額免除
- ・「減免対象となる世帯（または人）」の2に該当する場合  
⇒減免対象保険料額に前年（令和2年）の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた金額が減免されます

### 4. 申請に必要な書類

1. 「減免対象となる世帯（または人）」の1に該当する場合
  - ・「保険料減免申請書」（※ホームページよりダウンロード）
  - ・医師の「診断書」等の写し
2. 「減免対象となる世帯（または人）」の2に該当する場合
  - ・「保険料減免申請書」（※ホームページよりダウンロード）
  - ・「令和3年中の主たる生計維持者の収入見込額申出書」
  - ・令和2年中の収入額・所得額の状況が分かる書類の写し  
(例) 令和2年分の確定申告書の控え、源泉徴収票など
  - ・令和3年中の収入実績・収入見込が分かる書類の写し  
(※収入の減少理由が事業の廃止や失業の場合は、それらを証明するものの写し)

### 5. 申請期限

令和4年3月31日（必着） 郵送の場合は令和4年3月31日消印有効

### 申請先（問い合わせ先）

※申請時の混雑を避けるため、来庁される場合は事前に下記の連絡先までご連絡ください。

948-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町役場税務町民課 税務班 TEL：025-765-3113 FAX：025-765-4625

URL：http:https://www.town.tsunan.niigata.jp/soshiki/zeimuchomin/corona-kansennshou-gennmen.html（申請書ダウンロード先）

- ・申請書は津南町のホームページよりダウンロードができます。
- ・右の「QRコード」からもホームページにアクセスができます。



# 新型コロナ減免の申請についてよくある質問

Q1. 主たる生計維持者とは、誰のことですか？

A1. 世帯主になります。ただし、実態が異なり、同一世帯の中で昨年の所得が一番高いなど世帯の生計を主に担っていたといえるかたが対象となる場合があります。

Q2. 給与から天引きされている社会保険料も減免対象ですか？

A2. 詳しくは加入の保険（または保険組合）へお問い合わせください。

Q3. いつまで申請が可能ですか？

A3. 令和4年3月31日までです。（郵送の場合は令和4年3月31日消印有効）

Q4. 減免対象となる保険料は、令和3年度分だけですか？

A4. 令和3年度分に加えて、令和3年度内に納期限が設定されている保険料（令和元年度相当分と令和2年度相当分 ※以下過年度分）が対象になります。過年度分の審査の際は、各年度の前年中の所得を用います。

Q5. 収入実績や収入見込などは、確認できる書類が必要ですか？

A5. 必要です。収入減少がわかる書類を用意してください。（例：事業所得者…月ごとの収入がわかる帳簿や収支内訳書など 給与所得者…給与明細など）  
今後の収入見込について、減少する見込みであれば根拠書類も用意してください。

Q6. 申請書類内の収入実績には、国・県・町から支給される各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は含めますか？

A6. 含めないでください。

Q7. 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額が0円もしくはマイナスの場合は対象となりますか？

A7. 減免の対象となりません。（減免金額が0円となるため）

Q8. 納付済みの保険料がある場合は、還付してくれますか？

A8. 減免後の保険料額以上を納付されている場合は還付します。

# 新型コロナ減免確認 フローチャート

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、保険料の減額または免除を受けられる場合があります。フローチャートをご確認のうえ、ご申請ください。

## 【国保】被保険者 減免チェックスタート

主に生計を担っている方（主たる生計維持者）は65歳未満の国民健康保険加入者で**会社の都合で解雇・失業**しましたか？

はい

「非自発的失業者の軽減制度」を受けられる可能性があります。電話でご相談ください。

## 【後期・介護】被保険者 減免チェックスタート

主に生計を担っている方が新型コロナウイルス感染症に感染し、長期間治療した、もしくは死亡しましたか？

はい

### 申請できます

次の必要書類をご提出ください。

- ①保険料減免申請書
- ②【長期間治療の場合】  
医師の診断書のコピー  
【死亡の場合】死亡診断書、または死体検案書のコピー

主に生計を担っている方の収入（事業・給与・不動産・山林のいずれか）が令和2年中と比べて**3割以上**減少する見込みですか？

いいえ

いいえ

コロナ減免に該当しませんが、納付相談を受け付けています。電話でご相談ください。

主に生計を担っている方の減少見込みの収入に係る所得以外の令和2年中の所得の合計が**400万円以下**ですか？

はい

いいえ

### 申請できます

次の必要書類をご提出ください。

- ①保険料減免申請書
- ②収入見込額申出書
- ③世帯の主たる生計維持者の方の令和2年中の収入がわかるもののコピーと令和3年中の直近1か月の収入のわかるもののコピー
- ④【失業の場合】解雇通知、雇用保険受給資格者証などのコピー  
【事業等の廃止の場合】事業休廃止届、または変更異動届のコピー

## 【介護】被保険者

## 【国保・後期】被保険者

はい

主に生計を担っている方の令和2年中の所得合計は**1,000万円以下**ですか？

はい

新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計を担っている方が**失業または事業等を廃止**しましたか？

はい

いいえ

### 申請できます

次の必要書類をご提出ください。

- ①保険料減免申請書
- ②収入見込額申出書
- ③世帯の主たる生計維持者の方の令和2年中の収入がわかるもののコピーと令和3年中の直近1か月の収入のわかるもののコピー

#### ※注1

世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額が0円もしくはマイナスの場合は、新型コロナウイルス感染症による保険料の減免対象外です（減免金額が0円となるため）。

#### ※注2

令和2年中の収入と令和3年中の収入見込金額との比較は、違う収入種類ではできません。（例：令和2年中収入給与収入、令和3年中収入事業収入）